

避難行動要支援者登録について

このたびは、豊橋市避難行動要支援者支援事業に申し込んでいただきましたが、災害時は全ての方が被災者となる可能性があるため、地域の方が必ず助けてくれることをお約束するものではありません。皆さんも、自分の身は自分で守るという意識を持って、自らの安全を確保するため、防災対策に取り組みましょう。

また、この制度は、地域の助け合いにより成り立っています。日頃からご近所の人など地域の皆さんと気軽に話ができる関係づくりを心がけましょう。

普段からの心がけ

- 日頃から地域の方と挨拶や声かけを行うなど、ご近所づきあいをしましょう。
- 非常時の持ち出し袋の準備をしましょう。
- 家具の転倒防止対策をしましょう。
- 地域の防災訓練や地域行事に参加しましょう。
- 家族や同居者だけで避難することが難しい場合は、事前に近隣の友人や知人に支援をお願いしておきましょう。
- 家族や親族などの緊急時の連絡先を確認しておきましょう。
- 避難場所を確認し、安全に行ける道順を何通りか把握し、実際に行ってみましょう。



災害時の連絡先

	氏名・名称	電話
緊急連絡先	①	
	②	
近隣協力員	①	
	②	
第一指定避難所		
その他避難先		
避難経路等 留意事項		

避難等の目安

豊橋市は避難が必要と判断した場合に、次の①②③のうち状況に応じた避難情報を発令します。

【注意】夜間や風雨が激しい時の避難は危険な場合があります。状況に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することも考えましょう。

警戒レベル	状況	行動を促す情報	とるべき行動
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル4までに必ず避難			
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報	自らの避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報	災害への心構えを高める

※警戒レベル3以上の情報等を発令する時には、市は指定避難所を開設します。

食事や生活必需品等は各自可能な範囲で準備してください。

注1 市の指定避難所開設前に自主避難する場合は、事前に豊橋市災害対策本部（51-2055）に連絡してください。